

附則（25 千業二発第 6 号）

（実施日）

この規定は、平成 25 年 7 月 16 日から実施する。

附則（25 千業二発第 95 号）

（実施日）

この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。

附則（26 千業二発第 560 号）

（実施日）

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（27 千業二発第 188 号）

（実施日）

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附則（28 千事指発第 256 号）

（実施日）

この規定は、平成 29 年 1 月 5 日から実施する。

附則（29 千事指発第 232 号）

（実施日）

この規定は、平成 29 年 12 月 29 日から実施する。

附則（29 千事指発第 339 号）

（実施日）

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則（30 千事指発第 326 号）

（実施日）

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2019 千事指発第 164 号）

（実施日）

この規定は、2019 年 10 月 1 日から実施する。

附則（2019 千事指発第 284 号）

（実施日）

この規定は、2020 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2020 千経指発第 361 号）

（実施日）

この規定は、2021 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2021 千経指発第 161 号）

（実施日）

この規定は、2021 年 10 月 1 日から実施する。

附則（2021 千経指発第 421 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2022 千経指発第 144 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 11 月 14 日から実施する。